規則

埼玉県地 球温暖化対策推進条例 施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十五日

埼玉

県

知

事

上

田

清

司

埼玉県規則第三号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則 を次の 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行 ように改正する。 規 (平成二十一年埼玉県規則第十九号) 則 \mathcal{O} 部 を 改正する 規 則 \mathcal{O}

に改 十八条第十号」 五条第四号」を「第十八条第四号」に改め、 項第二号中 第二十六条第一項第一号中 め、 同項第六号中 「第十五条第三号」 に改め、 「第十五条第十六号」 同項第五号中 「第十五条第二号」 を 「第十八条第三号」に改め、 「第十五条第十 同項第四号中 を「第十八条第十六号」 を「第十 号」 「第十五条第十号」を「第 八条第二号」 を 「第十八条第十一号」 同項第三号中 に改める。 に改 め、 「第十

この規則は、公布の日から施行する。

則